

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
7月17日
(火曜日)

目 次

- 選管告示
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙の期日……………二
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………一
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の住所及び氏名……………二
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務の取扱い……………二
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………二
- 瀬戸内海海区補欠選挙選挙長告示
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………二



山口県選挙管理委員会告示第四十八号

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたことによる補欠選挙を次の期日に執行する。

平成三十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

選挙期日 平成三十年七月二十六日

付 記 選挙すべき委員の数 一人

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

平成三十年七月二十六日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成三十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	六連	平成三十年七月二十五日
防府市	蓋井	
岩国市	柱島	
柳井市	平郡第一	
熊毛郡上関町	祝島	
	八島	

山口県選挙管理委員会告示第五十号

平成三十年七月二十六日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成三十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

平成三十年七月二十六日執行

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票

○ 注 意

- 一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。

山口県選挙管理委員会之印

名 氏
補 者
候 (名)

備考 用紙は、水色とし、黒色のインクで印刷する。

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

平成三十年七月二十六日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成三十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

選挙長	石田 恵治	選挙長職務代理者	岩国市通津一〇五八の四
住所	山口市阿知須六九一五の三	住所	角田 新治
氏名	石田 恵治	氏名	角田 新治

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

平成三十年七月二十六日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成三十年七月十七日印刷
平成三十年七月十七日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

平成三十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

平成三十年七月二十六日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十年七月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成三十年七月二十七日 午後二時

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第一号

平成三十年七月二十六日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十年七月十七日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 石 田 恵 治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成三十年七月二十四日 午後一時